○成年後見制度の相談について

お住まいの区のあんしんセンターにご相談ください。

川崎区あんしんセンター

〒210-0011 川崎区富士見 1-6-3
読売川崎富士見ビル B-1 棟 6 階福祉パルかわさき内
電話：245-1144　FAX：211-8741

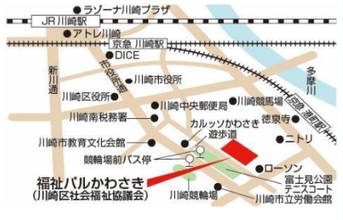

幸区あんしんセンター

〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-5
さいわい健康福祉プラザ
福祉パルさいわい内
電話：556-5082　FAX：556-5577

中原区あんしんセンター

〒211-0067 中原区今井上町1-34
和田ビル 1 階
福祉パルなかはら内
電話：722-6122　FAX：711-1260

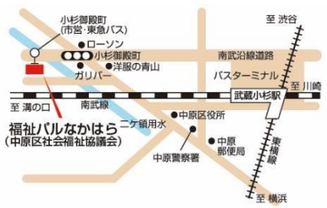

高津区あんしんセンター

〒213-0001 高津区溝口 1-6-10
てくのかわさき 3 階
福祉パルたかつ内
電話：812-5833　FAX：812-3549

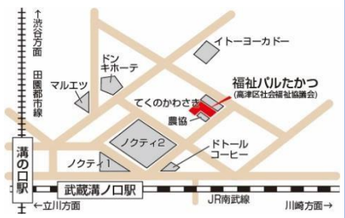

宮前区あんしんセンター

〒216-0033　宮前区宮崎 2-6-10
宮崎台ガーデンオフィス 4 階
福祉パルみやまえ内
電話：856-5788　FAX：852-4955

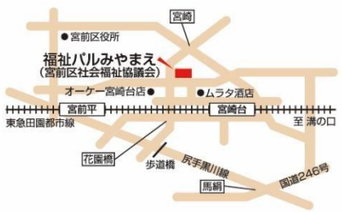

多摩区あんしんセンター

〒214-0014　多摩区登戸 1891
第 3 井出ビル 3 階
福祉パルたま内
電話：933-2411　FAX：911-8119

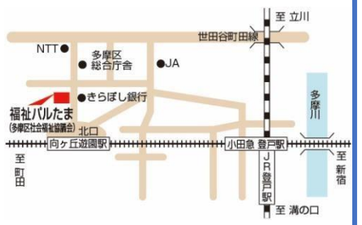

麻生区あんしんセンター

〒215-0004 麻生区万福寺 1-2-2
新百合 21 ビル 1 階
福祉パルあさお内
電話：952-5711　FAX：952-1424

社協ｲﾒｰｼﾞｷｬﾗｸﾀｰ　ななふく

○成年後見支援センター事業に関する問い合わせ

川崎市社会福祉協議会　川崎市成年後見支援センター

〒211-0053　川崎市中原区上小田中 6-22-5
川崎市総合福祉センター6 階
電話：044-712-8071　FAX：044-739-8738
E-mail：kouken@csw-kawasaki.or.jp

あんしんセンター便り

令和５年２月
第５号

本号の２・３面の特集記事は『申立支援』についてです。法テラス川崎さんが寄稿してくださいました！

川崎市社協キャラクター ななふく

第2期成年後見制度利用促進基本計画

昨年４月、令和４年度から同８年度まで５ヵ年に関する第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。今回は基本計画の中で言及されている「地域連携ネットワークづくりの推進」について一言述べたいと思います。

権利擁護を必要としている人は、自ら助けを求めることが難しい、そもそも自らの権利が侵されていることに気付くことができない場合も多く、孤独・孤立の状況に置かれている人もいます。このため、地域住民が地域において尊厳ある本人らしい生活を継続するためには、地域社会における多様な分野・主体が連携する仕組み、すなわち「地域連携ネットワーク」を構築する必要があります。

地域連携ネットワークの担う機能は、
①「権利擁護の相談支援」機能
②「権利擁護支援チームの形成支援」機能
③「権利擁護支援チームの自立支援」機能
が挙げられます。

そして、地域連携ネットワークのコーディネーターである中核機関が前述の３つの機能を果たすために、どのような機関・体制を構築する必要があるのかを検討する必要があります。例えば、相談支援機能を果たすためには、権利擁護支援に関する相談窓口の明確化、関係者に対する成年後見制度等権利擁護に関する制度への理解を促進することや相談窓口の周知を図ること等が考えられます。

川崎市における中核機関（川崎市成年後見支援センター）の事務局機能を担う川崎市あんしんセンターの役割は、地域連携ネットワークの構築を推進する上で極めて重要です。地域社会における繋ぎ手としての期待に応えられるよう、今後とも関係諸機関の皆様との協働を深められればと思います。

【執筆】
川崎市あんしんセンター
所長　髙橋 慶
（弁護士・社会福祉士）

令和4年11月28日(月)
関係機関向け成年後見制度研修

♪開催報告♪

てくのかわさきにて、今年度２回目となる関係機関向けの成年後見制度研修会を開催しました。今回は成年後見制度の中の『任意後見制度』についてより深く学ぶ内容で、５２名の方が参加されました。

当日は、「任意後見契約と終活～本人とご家族が安心した老後を過ごすために～」のテーマのもと、講師の山際弁護士に多くの事例を交えながらご講義いただき、「任意後見制度のメリット・デメリットを知ることができた」「業務の中で任意後見について聞かれることがあるので大変有意義だった」「信託や遺言についても説明があり、勉強になった」等の感想を多数いただきました。

また、一度話を聞いただけでは難しい内容も多く、繰り返し学びたいとのお声もいただきました。川崎市成年後見支援センターでは、今後も制度に関わる研修会を実施してまいりますので、ぜひ参加いただき普段の支援活動等にお役立てください。

特集

ご存知ですか！？成年後見制度の申立て

成年後見制度を利用するためには家庭裁判所に申立てを行う必要があります。
申立人になった方は、家庭裁判所に提出するための申立書類を作成したり必要書類を取り寄せたりしないといけません。ただ、『こういった手続きは手間だし負担だ…。』『難しくて自分には出来なさそう…。』と感じる方も少なくありません。そんな方のために、申立支援を行う仕組みがあります！！今回は、申立支援についてご紹介します。

申立ては誰ができるの？

申立ては、本人、配偶者、四親等以内の親族（親・祖父母・子・孫・兄弟姉妹・甥姪・叔父叔母・いとこ等）が行うことができます。申立てができる親族等がおらず、本人も申立てができない時は、市区町村長が申立てを行う場合もあります。

申立てについてどこに相談することができる？

申立人が、家庭裁判所に問い合わせをしながら自ら申立手続きを行うことはもちろん可能です。
成年後見制度について相談したい場合には、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、またはお住まいの区のあんしんセンターに相談することができます。

川崎市内の各区あんしんセンターでは・・・
◎成年後見制度の内容や、申立手続きの流れについて説明します。
◎申立書の作成を支援します。記入方法の助言や内容の確認、必要書類の取り寄せ方法の案内、後見人等候補者の依頼調整等も支援します。
※申立書作成の代行はできません。

申立書の作成を誰かにお願いすることはできる？

有料になりますが、弁護士・司法書士に申立書を作成してもらうことができます。
申立人が特定の弁護士・司法書士と繋がりがない場合には、下記専門職団体に相談することができます。

【弁護士】
神奈川県弁護士会みまもりダイヤル
電話：045-211-7720
平日：　9：30～12：00
　　13：00～16：30

【司法書士】
公益財団法人成年後見センター・
リーガルサポート神奈川県支部
電話：045-663-9180
月金：15：00～17：00
水：10：00～12：00

なお、経済的に余裕のない方が、弁護士や司法書士を利用できるようにする制度として、法テラスの『民事法律扶助』という仕組みがあります。
詳しくは法テラス川崎さんからご寄稿いただいた隣のページをご覧ください！

知っトク！民事法律扶助制度

法テラス

無料法律相談を行い、弁護士・司法書士に依頼する場合の費用を立て替えます。

弁護士や司法書士に依頼したいけれど費用の面でためらわれる方もいらっしゃると思います。そんな方は民事法律扶助制度の利用を検討してみてください。費用を立て替えしてもらうことができます（無利息・手数料なし）。しかしこの制度を利用できる方には要件があります。今回は吉田さんご夫婦の事例とこの制度についてご紹介します。

誰でも利用できますか？

利用条件
1 ※資力が一定額以下であること
2 勝訴の見込みがないとはいえないこと
3 民事法律扶助の趣旨に適すること

法律相談援助　1 ＋ 3
代理援助・書類作成援助　1 ＋ 2 ＋ 3

※資力が一定額以下とは、生活保護受給中またはそれに準ずる資力が乏しい方。川崎市在住の方の配偶者を含めた月収の目安:単身者200,200円, 2 人家族276,100円, 3 人家族299,200円,4人家族328,900円以下。保有資産の基準:単身者180万円,2人家族250万円,3人家族270万円,4人家族300万円以下であることが必要です。

吉田さん夫妻の場合

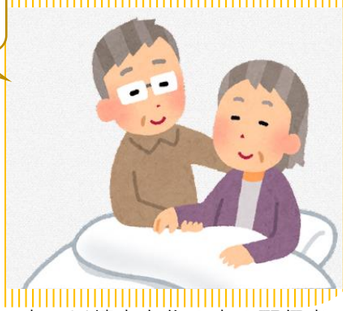

無料法律相談（同一案件について３回まで）

経済的にお困りの方で、法律相談の必要のある方には無料で法律相談（法律相談援助）を実施します。弁護士に事件処理の依頼を希望される方にもまず法律相談を受けていただきます。

判断能力が低下しているので、妻に成年後見人を付ける事にしましょう。その上で借金問題について解決しましょう。裁判費用や弁護士費用は民事法律扶助制度が使えます。

認知症と債務の問題

代理援助・書類作成援助（費用の立替）

成年後見申立と自己破産申立の弁護士費用の立替

①夫：成年後見申立の代理援助申込み
➡代理援助決定
立替額**130,000円**(着手金＋実費の合計)
※生活保護のため償還猶予

必要に応じて鑑定料立替　上限523,808円
※生活保護のため償還猶予

後見開始申立・審判 ➡ 後見人に選任される

➡

②妻：自己破産申立（10社）の代理援助申込みを妻の成年後見人となった夫が手続き
➡代理援助決定
立替額**166,859円**（着手金＋実費の合計）
※生活保護のため償還猶予

※費用の立替には審査 1 ＋ 2 ＋ 3 があります。
合計（①＋②）296,859円の立替

■立替費用は、各事件の終了後、免除申請の結果、免除が認められました。

もっと詳しくお知りになりたい方は、法テラス川崎へご連絡ください。
☎０５０３３８３-５３６６ 平日９時～１７時 お問い合わせをお受けしております。

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスホームページhttp://www.houterasu.or.jp/
法テラス携帯サイトhttp://www.houterasu.or.jp/k

携帯サイトでもご覧いただけます。